

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、足立区立学童保育室保護者負担金支払に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和2年1月31日

足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室保護者負担金支払に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について

次のとおり、足立区立学童保育室保護者負担金未納に係る債権者に対して行った支払い督促について、当該債権者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をした。

記

1 支払督促の概要

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金を滞納した相手方に対し、次のとおり簡易裁判所に申立てた。

- (1) 学童保育室保護者負担金未納金 72,000 円の支払
- (2) 申立手続費用 1,745 円の支払

2 相手方

足立区在住者

3 支払督促の申立てを行った日

令和元年11月11日（月）

4 相手方が督促異議の申立てを行った日

令和2年1月8日（水）

5 民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされた日

令和元年11月11日（月）

6 訴えの要旨

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金を滞納した相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 学童保育室保護者負担金未納金 72,000 円の支払
- (2) 申立手続費用 1,745 円の支払
- (3) 訴訟費用の支払

7 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。